

再び左伝国語の製作年代を論ず

——附公羊穀梁兩伝の年代に就て——

新城新蔵

緒言

本論文は「歳星の記事によりて左伝国語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず」と題し一昨年(大正七年)十一月及十二月の本誌に發表したるものの継続である。前回の研究に於ては主として左伝国語の中にある歳星記事と秦漢の際に於ける歳名とを研究の材料としたのであるが、今回は其範圍を漢代の文獻に及ぼして前論文の研究を補わんとするのである。なお本問題の研究は漢代に見えたる種々の曆法の研究と密接の關係を有するので、両々相並んで研究を進め相互照応して若干の結論に達したのであるが、論述の便宜上後者は篇を改めて述ぶることとし、本論文には必要に応じ其結果のみを引用することとする。(引用の場合には前論文第一篇とし、本論文を第二篇、後の論文を第三篇と称えることとする)

前回の論文に対して飯島忠夫氏は昨年五月の東洋學報に於て「再び左伝著作の年代を論ず」と題し、橋本増吉氏は本年一月以後の史學雜誌に於て「左伝の製作年代に就て」と題し、批評的論文を公にされたのは共に

同一の問題に関する有力なる研究として謹で敬意を表する。橋本氏の論文は未完なるが故に完結を待て更に次の機会に於て卑見を陳ずることとし、飯島氏の論文に対しては本論文特に其第三節を以て答辯とする。同氏の主なる論点に対して豫想外に適切なる反証を発見し得たので、同氏の疑点は定めし氷解し得るであろうと思う。なお同氏は左伝の中に劉氏に関する豫言と見るべきものがあると云うことに重きを置いて居らるる様であるが、これは到底決定的の論点ではあり得ないと思う。他に有力なる論証があれば、それに適應する如く解釈されなければならぬものであろう。

前論文の要旨

前回の論文に於て左伝国語の中にある歳星記事の製作年代を決定するために使用したる材料は結局次の五件である。

(1) 晋語に晋の文公が狄に奔るの歳に歳在_二大火_一とあること。

即ち西紀前六五五年に歳星が大火の次に在ったと云うこと。これは実際の天象とは三・四次の差がある。(前論文第四節に述べた理由により第六節の表に掲げた値より〇・五を減じたるものを用う)。

(2) 左伝昭公三十二年の條に越得_レ歳とあること。

即ち西紀前五一〇年に歳星が越の分野にあつたと云うことであるが、越の分野は(甲)戦国時代には析木であり、(乙)漢初以後は星紀であると思わるので、この記事は二様に解釈することが出来る。実際の天象との差は(甲)によれば一・六で(乙)によれば二・六である。なお(1)より(2)に至るまでの年数は百四十五年に

なつて居るが、其間に歳星は(甲)の見解によれば丁度百四十五次を進んで超辰はないことになり、(乙)の見解によれば、百四十六次を進んだことになるので、百四十五年の間に一度超辰したと云うことになるのである。

(3)左伝昭公九年の條に陳の滅亡の豫言があり、陳は今より五年目に一度復活し、それより五十二年目に歳星鶉火に在る歳に陳が亡ぶであろうとあること。

即ち西紀前四七八年に歳星が鶉火に在る歳に遂に亡ぶと云うこと。この勘定によれば、少くとも西紀前六五五年より西紀前四七八年に至る百七十七年間には一度も超辰しないと云うことになり、(2)の(乙)とは両立しない。

(4)呂氏春秋序意篇に維秦八年、歳在涪灘_二をあること。

秦八年と云うのは始皇帝の八年で西紀前三三九年である。歳在涪灘_一と云うのは歳隱(太陰)若くは太歳が申にあると云うことであるが、二様の解釈がある。(丙)爾雅、淮南子天文訓、史記天官書及び漢書天文志にある太歳、歳隱の記述を其儘平淡に読めば、太歳も歳陰も同じもので、それが申にあると云うのは歳星が鶉首にあると云うことである。(丁)然_{しか}るに錢大昕は太歳は歳陰と二次の差を有するもので、漢書天文志が二者を同一視せるのは誤であるとし、ここに云う歳在涪灘_一と云うのは太歳申にありと云うことで歳星は鶉尾に在ると云うことと解釈する。(丙)の解釈に従えば此歳の歳星の位置は、左伝國語にある歳星の位置より無超辰にて推せるものと一致し、(丁)の解釈に従えば超辰法にて推せるものと一致する(丁度超辰の歳に當つて居るので、嚴密に云えば、一年の差で外れて居る)。

(5) 太初元年の歳名が現行干支紀年法にては丁丑であるが、漢書律歷志によれば丙子であり、史記歷書によれば甲寅(焉逢攝提格)であること。

この混雜を説明せんがために錢大昕は歲陰(又は太陰)と太歲とは別物で二辰の差を有するものであるとし、太初元年は歲陰紀年法では寅で、太歲紀年法では子であると云うことによりて説明し去らんとして居るが、これは頗る無理である。これは寧ろ無超辰紀年法が實際の天象と一致せざるがために生じたる混雜として解釈すべきものであると思う。当時實際の天象よりすれば寅の歲なるに、これを子歲と數えて居りたりとすれば、無超辰紀年法の差が其年までに積りて二次となりたるもの、若し亥歲と數えて居りたりとすれば三次の差となりたるものと見るべきであろう。

以上五件の材料の中(1)に就ては議論はない。(2)に就ては(甲)(乙)兩様の解釈の可能なることが実に妙味の存する所である。戦国時代の人は(甲)の解釈を有して居ったが故に十二年一周法にて歲星記事を作製し、前漢末の人は(乙)の解釈を有して居ったが故に斯くして作製された記事から百四十四年超辰法を導き出したのである。(甲)の解釈の可能なることは徐彛が天元曆理全書に述べた説で、相應に根拠があるが、確實にして疑なしと言い得る程の証拠がないのは遺憾である。(3)に就ては飯島氏は左伝のこの記事は杜預が後より修正したるものであるとして、証拠としての価値を否認せんと試みられたのであるが、次節に述ぶるが如く、飯島氏の説は成立し得ない、従て(3)は疑うべからざる一の証拠である。(4)及び(5)に就ては、太陰太歲異同論に依て其証拠としての価値が定まるのであるが、第三篇に詳論する如く、錢大昕の説は成立し得ない。太陰(歲陰)と太歲とは同一のものである。従て(4)は無超辰説に対する確かなる一の拠点である。なお(4)に就ては、伝写の誤や

是等の論証相互の關係及びそれによつて歳星記事の製作年代を決定する材料としての価値は是等の諸点を図に表わして見れば一層明瞭である。

左右の方向に年代を取り上下の方向に記事と實際の天象との差を取ることとすれば、若し凡ての記事が實際の天象に應じて記されたものであるならば、凡ての点は水平軸に沿うて左右に排列し、多少の差はありとも水平軸の上下に出入することは僅少であるべき筈である。反之、若し是等の記事は或る特定年代の天象を基準として誤りたる推歩法によりて製作されたものであるならば、凡ての点は水平軸に対して若干の傾斜を有する一の直線又は鋸齒状斜線に沿うて排列すべき筈で、其斜線又は鋸齒状斜線と水平軸との交叉点附近は該記事の製作年代に相当し、この年代より前後に、即ち図上にては左右に距ること遠きに從て水平軸より離るることは次第に大きくなるべき筈である。なお記事製作者が若し無超辰の十二年一週法を用いたりしものとすれば直線の傾斜は八二・六年に付一次の割であるべく、若し百四十四年超辰法を用いたりしものとすれば右と同様の傾斜を有し乍ら百四十四年毎に一次ずつの階段を有する鋸齒状斜線をなす筈である。

前掲五件の論証の中、(1)(2)(3)(4)に應ずる点を図上に記せば、1甲乙3丙丁等の諸点を得るが、其中1甲3丙の四点は丁度所要の傾斜を有する直線上に列して居る。又(5)の丙子はこれを秦八年の申と比較すれば其間に(如何なる理由によるかは暫く別問題として)一辰を超えて居ることは明かなるが故に一次だけ引き戻して乙亥とし、一方太初甲寅と云えるは当時の實際の天象に應じたるものと解釈すれば、この年の数え方は三次の差となるが故に図上にては5'なる点となり、これも亦同一の直線上にあることになる。斯の如くにして(1)(2)(3)(4)(5)に應ずる五点が丁度同一斜線上にありこの斜線と水平軸との交叉点附近に於て、元始の歳の名なる

べき甲寅に当る年がある(西紀前三六五年に)と云うことは、実に第一篇の研究によりて收穫し得たる主要なる結果である。

図上に於ける右の事実を翻譯して云えば、左伝國語にある歲星記事と、秦漢の際の歲名とは共に西紀前三六五年を元始甲寅の歲として、前後に十二年一週法にて推算したるものであると云うことになる。

更に他の見解を取れば、1乙丁の諸点が丁度所要の傾斜を有する鋸齒状斜線の上にあるので、是等の点は水平軸との交叉点附近即ち西紀前百年頃から西紀元年頃までの間を基準として製作されたものであろうとの疑もあるのであるが、これに対しては3を包含し得ざることが有力なる反証であるのみならず、丁8も頗る無理な点で、是等は当然丙8でなければならぬのであるが、百四十四年超辰法に調和せしむるために、無理な解釈によりて引き上げたものである(第三篇参照)。

思うに百四十四年超辰法なるものは1乙の二点を既定の事実と信じたる前漢末の人が、是等の記事から導き出したもので、其際に乙と3とを両方共説明し得る如き案は到底見出し得なかつたので、比較的表面に顯われざる3の方を止むを得ず不問に附したものであろう。漢書五行志によれば、春秋の多くの災異に関して一々自分の意見を附けて居る劉歆が、この陳滅亡の一條に関しては何等の説をも述べて居らぬのは注意すべきことで、この沈黙は蓋し偶然ではないのであろうと思う。

陳の滅亡の年

陳の滅亡に関する一條に就て現在の左伝が当初のままの原形を伝えて居るか否か。これ飯島氏に依て提出

された問題である。歳星の記事によりて左伝の劉歆偽作説を支持せんとする考と陳の滅亡に関する豫言の記事とは両立し得ないのであるから、飯島氏が右の如き疑を起されたのは一応尤もな次第である。現行本には、左伝昭公九年（西紀前五三三年）夏四月陳災。鄭裨竈曰。五年陳將復封。封五十二年而遂亡。子產問其故。对曰。陳水属也。中略 歳五及鶉火。而後陳卒亡。楚克有之。天之道也。故曰五十二年。

左伝哀公十七年（西紀前四七八年）秋七月己卯。楚公孫朝帥師滅陳。

とあるが、飯島氏の説によれば、左伝の原形にては九年の伝文には五十二年が二ヶ所とも五十一年となつて居り、次の伝文は哀公十六年の條にあつて、双方とも超辰法の勘定に合つて居たのを、晋の杜預が（西紀二八〇年頃に）集解を作るに当り、自分の信じて居る無超辰の十二年一週法に合う様に勘定して現形の如くに改作したのであらうと云うのである。

飯島氏が斯の如き説を提出された理由としては、かくすれば氏の有せらるる劉歆偽作説に都合がよいと云うことの外には、単に陳滅亡の年が史記の本紀、世家、年表等によりて記載が区々で一定して居らぬと云うことに過ぎない。積極的の証拠は一つもない。劉歆を以て左伝偽作者とし、杜預を以て左伝改竄者であると申立つるための証拠としては余りに薄弱であると云わなければならぬ。

加^{しかのみならず}之、左伝のこの記事は前漢書五行志にも引用してある。

前漢書五行志第七上（昭公）九年夏四月陳火。董仲舒以爲^{云々}。劉向以爲^{云々}。左氏経曰。陳災。伝曰。

鄭裨竈曰。五年陳將復封。封五十二年而遂亡。子產問其故。对曰。陳水属也。中略 故曰五年。歳五及鶉火。而後陳卒亡。楚克有之。天之道也。説曰。顓頊以水王。陳其族也。今茲歳在星紀。後五年在大

梁^一 中略 故曰五年陳將復封^一 中略 自^二大梁^一四歲而及^二鶉火^一。四周四十八歲、凡五反^二鶉火^一。五十二年而陳卒亡。火盛水衰。故曰天之道也。哀公十七年七月己卯楚滅^レ陳。

飯島氏の説によれば、この五行志も亦、原形は五十一年、十六年とあつたのを杜預の修正を経て現在の形となつたものとしなければならぬであろう。なお劉歆の超辰法によれば昭公十五年(西紀前五二七年)に超辰がある筈であるから、この文に見えて居る大梁と鶉火との間で一つ超辰しなければならぬので、この場合には大梁より三年目(前後の年を入れて)にて鶉火になつた筈である、併し大梁、実沈(鶉首)、鶉火と接近して居るものを単に自^二大梁^一三載而及^二鶉火^一では意味をなさぬから、ここには超辰法によりて鶉首を飛ばすこと

西紀前	魯公	無超辰法	超辰法
533	昭 9	星紀	星紀
	10	玄枵	玄枵
	11	姫訾	姫訾
	12	降婁	降婁
529	13	大梁	大梁
	14	実沈	実沈
527	15	鶉首	鶉火
526	16	鶉火	∴
	17	∴	∴
	18	∴	四周四十八歲
	∴	四周四十八歲	∴
	∴	∴	∴
	∴	∴	∴
	∴	∴	∴
	∴	∴	∴
477	哀 16	∴	鶉火
478	17	鶉火	

を明かに示した文句があつたものとしなければならぬ。即ち杜預は単に三を四に改めただけでなく、超辰法を示して居る若干の文句をも刪り去つたものとしなければならぬ。斯の如きことは到底有り得べからざるこゝとである。否な、有りと云うためには積極的なる確証を要する事件である。

追記 (昭和三年五月)

杜預は左伝昭公三十二年(前五一〇)の越得歳の條に注して「是歳歲在星紀」というて居る。これは昭公十五年(前五二七)に超辰したものに相当して居るものなので、杜預は自ら超辰法を信じて居ると否とに拘わらず、伝文に成るべく忠実なる註釈を加え、私意によつて改竄を加えて居らぬ。陳の滅亡の豫言に関する杜預の改竄説の如きは全く根拠なき証言といわなければならぬ。

漢書五行志には其始めの部分に、

漢書五行志第七上 景武之世。董仲舒治公羊春秋。始推陰陽。為儒者宗。宣元之後。劉向治穀梁春秋。數其禍福。伝以洪範。与仲舒錯。至向子歆。治左氏。伝其春秋。意亦已乖矣。言五行伝。又頗不_レ同。是以檻仲舒。別向歆。伝載睦孟夏侯勝京房谷永李尋之徒所陳行事訖于王莽。拳十二世。以伝春秋。著於篇。

とある如く春秋より漢に至る間の災異に関して人々の意見を掲げて居るのであるが、董仲舒、劉向、劉歆、京房等の説に就ては一々其名を掲げて其責任を明かにし、説曰と云う中には当時学官に列せる人々の間に行われて居つたのを一括して掲げて居る様である。斯の如き五行志の記載例から見れば、この陳滅亡の一條に就て説曰と云うのは、劉歆より以前にまだ超辰法を知らぬ時分に行われた解釈を載せたもので、劉歆は当時す

でに斯かくの如ごとき説が存在して居るために、其間に更に自説を提出することを差控えたものと見るべきであろう。なお漢書には、律歴志には三統歴の超辰法が堂々と載つて居るにも拘かわらず、杜預が五行志のこの一部分のみを改作すると云うことは余りに非常識的で、有りそうにもないことであり、又杜預の時代には左伝も漢書も杜預の手の届かない所まで広く行われて居つたと思わるるから、其一部を改作すると云うことは到底なし得べからざることと云わなければならぬ。

結局陳滅亡の豫言に関する左伝の記事に就ては疑を挟むべき餘地がない。従てこの豫言の作者(即ち左伝の作者)は昭公十五年の超辰を知らず、三統歴超辰法の知識を有せざりしものと云わなければならぬ。

元始甲寅の歳

左伝国語の中にある歳星記事及び秦八年の歳名は共に西紀前三六五年を元始甲寅の歳として前後に推算したものであることは、第一篇及び本篇第二節に論じた如くであるが、なおこの年附近は曆法上種々の点に於て頗すこぶる注意すべき時期である。漢代に見えたる種々の曆法に就ては第三篇に詳論しようと思うが、其結果の一部をここに引用し第一篇の結論と共に列記すれば次の如くである。

(イ)西紀前三六五年は歳星の位置より見て元始基準の歳であるので、星占譏祥を事とする一派は此歳を以て元始甲寅の歳として居る。

(ロ)西紀前三六六年は夏正の正月朔が丁度甲寅立春であつたので、顓頊歴ではこの歳を元始甲寅の歳として居る。

(イ)西紀前三六七年は殷歴の歴元なる西紀前一五六七年(十一月甲子朔旦冬至の歲)より千二百年で歲名は同干支である。殷歴ではこの西紀前一五六七年を元始甲寅の歲とし、従て又西紀前三六七年を二次的の元始甲寅の歲として居る。

(ニ)西紀前三六七年は緯書にある殷歴の開闢上元から丁度二百七十六万年に当て居る。

右の中(イ)と(ニ)とは相関聯したものであるが、(イ)と(ロ)と及び(ニ)とはそれぞれ全く異なりたる理由から元始基準的の資格を有して居るので、それ等が僅に一年宛の差にて偶然相接して居ると云うのは実に珍らしき適合と云わなければならぬ。是等三つの元始基準の歲が全然同一の歲で有り得たならば猶更であつたらうが、一致せざるまでも斯く相接近して居ると云うことは、この年附近に一種神秘的の勿体らしさを与うるに至つたであらうと察せられる。

是等の三つの元始甲寅の歲は同時に行われたものか。逐次的に行われたものか。三者相互の関係は如何。三者の結末は如何。是等は篇を改めて詳論することとするが、先ず直すに氣のつくことは。(イ)は歲星の位置に関するもので、歲星の運行を以て十二年一週と信じて居つた時代には、二三十年の間には實際と推歩との間に可なりの差を生ずる筈故、(イ)の甲寅元は必ずや当時の天象に基いて其時に定めたものでなければならぬこと。(ロ)及び(ニ)は二三百年乃至数百年後からの推算で遡りて甲寅元とすることも可能であることである。従て少くとも(イ)は其当時から甲寅元として採用されたものであり、なおこの歲附近は戦国から秦漢に至る際の曆家が常に注目して居つた年代であると云うことは明かである。

西紀前三六五年附近が歲星に関して基準元始の歲として採用されたものであることは、なお単独に漢書天

文志のみからでも明かである。

漢書天文志第六 太歳在_レ寅。曰_二攝提格_一。歳星正月晨出_二東方_一。石氏曰名_二監德_一。在_二斗牽牛_一。失_二次杓_一。早水晚旱。甘氏在_二建星婺女_一。太初歴在_二營室東壁_一。在_レ卯曰_二單闕_一。二月出。石氏曰名_二降入_一。在_二婺女虚危_一。甘氏在_二虚危_一。失_二次杓_一有_二水災_一。太初在_二奎婁_一。在_レ子曰_二困敦_一。十一月出。石氏曰名_二天宗_一。在_二房始_一。甘氏同。太初在_二建星牽牛_一。中略 甘氏太初歴所_二以不_レ同者_一。以_二星嬴縮在_レ前各録_二後所_レ見也_一。

同じ攝提格の歳(寅)、同じ単闕の歳(卯)等十二歳に於ける歳星の位置を、石氏甘氏の見たる所及び太初歴制定の際に見たる所を記して居るので、しかも其位置の同じからざるのは時々歳星の進退があるのを見たまに録したからであろうと正直に断つて居る。この記録は実によく太初元年の歳名の混雜の理由を説明して居るものと云わなければならぬ。即ち太初元年の始めに歳星は星紀(斗牽牛)の始めにあつたので、石氏の定め方によれば「太歳在_レ寅。曰_二攝提格_一。石氏曰。在_二斗牽牛_一」で此歳を攝提格の歳と称えなければならぬ。然るにそれ以前から十二年循環で称え来つた歳名によれば困敦になつて居つたので、右の記録に修正的追加を施して「在_レ子曰_二困敦_一。太初在_二建星(斗牽牛)_一としたのである。斯様な見解によりてこの天文志の記録を解釈すれば、歳星の位置の差は、十二年一週にて歳を数えて来た為に石氏甘氏時代と太初との間に自然に生じた差と見なければならぬ。今十二歳の記録に就て其差を平均して見れば、石氏と甘氏とに就ては其差極めて僅少である。石氏と太初とでは丁度二次の差である。八二・六年毎に一次の差を生ずる筈であるから、若し石氏甘氏時代の歳名と太初の際の歳名とが連続して居つたものとして計算すれば、石氏甘石の時代は太初以前一六五年となり大約西紀前二六九年頃となるのであるが、石氏甘氏時代を秦八年以前とすれば、秦八年

の歳名は既に太初の歳名と連続せずして一辰の差あるが故に、石氏甘氏の歳名も亦太初の際の歳名とは直には連続せずして一辰の差あるものと見るのが至当であろうから、結局同名の歳に就ては三次の差と云うことになり、石氏甘氏の時代は太初以前二四八年で大約西紀前三五二年前後と云うことになる。

この計算は第一篇第十一節及び本篇第二節(5)の計算と実質に於て同一のものであるが、ただ単に漢書天文志からだけでも石氏甘氏の時代(従て歳星記事製作の時代)を推定することが出来ると云うことを明言して置きたいと思う。

劉歆偽作説に就て

歳星の記事によりて左伝国語の製作年代を戦国時代と断定した上は、前漢末に於ける劉歆の偽作説の如きはもはや成立し得ないので、別に駁撃を加うる必要もないのであるが、なお一二の蛇足を添えて劉歆のために弁じようと思う。

(一) 史記の中に左伝国語に関する記事及び慥たしかに左伝より引用せりと思わるる部分あること。

(イ) 十二諸侯年表 魯君子左丘明。懼下弟子人人異レ端各安二其意一失中其真上。故因レ孔子史記。具論二其語一。成二左氏春秋一。

(ロ) 太史公自序 左丘失レ明。厥有二国語一。

(ハ) 歴書 周襄王二十六年。閏三月一。而春秋非レ之。先王之正レ時也。履二端於始一。拳二正於中一。歸二邪於終一。下略

これは左伝文公元年の條から引用したものである。春秋長歴の研究によれば、事實はこの年三月には閏月がない。閏三月と云うのは左伝の著者が誤てそう認めて見当違いの批難を加えて居るのに過ぎないのであるから、先後の順序は必ずや左伝から史記へ引用したものであることは疑もない。なお左伝のことを春秋と称えて居るのは注意すべきことである。

(二)秦本紀 三良の殉死に関し君子曰として加えたる批評は左伝文公六年の條の君子曰の説を引用したものである。其結尾の「是以知秦不能復東征也」とあるのは例の左伝流の豫言で、史記は其のまま採用したものである。又この部分が後からの攙入でないことは、太史公自序秦本紀の分に「以人為殉。詩歌黃鳥、昭襄業帝。作秦本紀」とあり、太史公自身がこの記事に重きを置いて居るを以て見ても明かである。

(ホ)呉世家 季札が諸国を歴訪せる記事は左伝襄公二十九年の條より引用せるものである。魯に於ての談話の中に鄭に対して「是其先亡乎」と云い、齊に対して「国未可量也」と評せるは皆左伝一流の豫言であるが故に、史記は左伝より採用せるものであることは疑うべくもない。

賛に「余読春秋古文。乃知中国之虞与荆蠻句呉兄弟也」とあるが、ここに春秋古文と云うて居るのは左伝のことである。

(ハ)鄭世家 參と商とに関する説話は左伝昭公元年の條より引用したるものである。星の崇りの因縁話は無論左伝一流のものである。

(ト)晋世家 荀息の死に対する君子曰の評は左伝僖公九年の條より引用したるものである。

(チ)孔子世家 「孔子年十七。魯大夫孟釐子。病且死。誠其嗣懿子曰。孔丘聖人之後。中略今孔丘年少好礼。其達者歟。吾即歿。若必師之、及釐子卒、懿子与魯人南宮叔。往学礼焉」とあるのは左伝昭公七年に「九月公至自楚。孟僖子病不能相礼。乃讲学之。苟能礼者從之。及其将死也。召其大夫曰。礼人之幹也。無礼無以立。吾聞将有達者。曰孔丘。聖人之後也」下略とあるのを誤解して引用したものである。昭公七年孔子年十七の時に孟僖子が孔子のことを述べたのではない。後に昭公二十四年孔子三十五の時に孔子の礼を学べと遺言したのを、左伝は事の序でに「及其将死也」として昭公七年の條に終言したものである。これを史記は同年のことと誤解して引用したので、引用は明かに左伝から史記であつて、其逆では有り得ない。

(リ)十二諸侯年表 晋平公二十六年の部に「春有_レ星出_二婺女_一。十月公薨」とあり。これは十月は七月の誤で、左伝昭公十年の條に「春王正月。有_レ星出_二于婺女_一。鄭裨竈言_二於子産_一。曰七月戊子。晋君将_レ死」下略とあるのを引用したものである(春秋経にはこの記事なし)。何れの地方からも同様に見えた筈であるから何等か特別の理由がなければ、史記がこれを晋の部に置く筈がない。晋の部に入れたのは平公の死と関聯せしむるためで、両者を星占的の考で結び付けたのは左伝一流の豫言である。以上は読過の際に氣のついたものの中で明かに左伝から史記へ採つたと思わるもののみを列記したのである。若し徹底的に搜したら決してこの数件に止らないであろう。劉歆偽作説を主張するためには、是等は凡て史記にあつたものを左伝が引用したとするか、又は左伝製作の後に溯て後から史記の中へ挿入したものとしなければならぬであろうが、何れも不可能である。

(二)漢書後漢書

(イ)漢書翼奉伝初元元年(前四八)の封事に「是日王者忌子卯也、礼経避之、春秋諱焉」とあるのは左伝昭公九年に「辰在子卯、謂之疾日」とあるのを引いたものである。

(ロ)後漢書陳元伝に「父欽習左氏春秋事黎陽賈護、与劉歆同時、而別自名家、王莽從欽受左氏学、以欽為馱難將軍」とある。劉歆と同時の学者が左氏春秋を伝えて別に自ら一家をなし、陳氏春秋と名けたということなので、劉歆の左伝偽作説の如きは成立の余地がない。なお劉歆と同時にして交遊深き楊雄の法言に「或問周官、曰立事、左氏、曰品藻、太史遷、曰実録」というて居るのも同様の証拠である。

(三)劉歆の意見と左伝の著者の意見とは必ずしも全然一致せざること。

劉歆は忠実なる左氏の祖述者を以て任じて居つたらしいので、其意見の差の明かに見えて居るのは甚だ少ないが、それにも拘わらず次に指摘する二点の如きは頗る重大なる意見の相違と云わなければならぬ。

(イ)漢書五行志には春秋の日蝕の一事に就て劉歆の説を掲げて居るが、劉歆以為云云として挙げたる日蝕の時日は、経に記載の時日とは著しく相違し、概して一二ヶ月も早くなつて居る。これは劉歆が春秋の日蝕を三統歴の法に依て推算したためである。三統歴には蝕の週期として百三十五月を採用して居るが、この週期はさほど正確のものではなく、前後百年以内の間は有効であるが、六百年を経過すれば蝕の月が丁度一ヶ月ずれる程のものである上に、蝕の推歩の出発点と取るべき時期に就ても、誤をなして居るのである。劉歆は三統歴の絶対に正確なるべきを信じて居るので、

周衰天子不_レ班_レ朔。魯歷不_レ正。置閏不_レ得_二其月_一。月大小不_レ得_二其度_一。史記_二日食_一。或言_レ朔而実非_レ朔。或不_レ言_レ朔而実朔。或脱不_レ書_二朔与_レ日_一。皆官失_レ之也。

と云うて居り、三統歴の誤れる推算によりて訂正せる日蝕の時日を正しきものとし、それを土台として星占的の判断を下して居る。しかのみならず反_レ之、左伝の著者は唯一ヶ所襄公二十七年の日蝕に、経には十有二月乙亥朔とあるのを伝には十一月乙亥朔と記せる外は凡_レて経の時日を其儘受け入れて居る。両者の相違の殊に明かなる例の二三を次に掲げる。

左伝莊公二十五年、夏六月辛未朔。日有_レ食_レ之。鼓用_二牲于社_一。非_レ常也。下略——漢書五行志 劉歆以為五月二日。魯趙分。下略

左伝文公十五年、六月辛丑朔。日有_レ食_レ之。鼓用_二牲于社_一。非_レ礼也。下略——漢書五行志 劉歆以為四月二日、魯衛分。

左伝昭公二十一年。秋七月壬午朔。日有_レ食_レ之。公問_二於梓慎_一。曰是何物也。禍福何為。下略——漢書五行志 劉歆以為五月二日。魯趙分。

(ロ)左伝の著者は日蝕は凡_レて朔に限るものと思つて居る。

左伝僖公十有五年。夏五月。日有_レ食_レ之。不_レ書_二朔与_レ日_一。官失_レ之也。

と云える伝文を見ても明かであるが、なお著しき実証は文公元年二月癸亥の日蝕に対する左氏の見解である。事實は二月癸亥晦の日食であったのであるが、左伝の著者はこれを二月癸亥朔の日食と断定したがために、四月にある丁巳の日附と調和するためには三月に閏がなければならぬ筈となり、

斯くして事実には非ざる閏三月が生れ、やがて「於是閏三月。非礼也^{云々}」の堂々たる批評的伝文が発せらるるに至つたのである。他には、何等抛るべき材料がないにも拘わらず、断然斯の如き伝文を發する程強き確信を以て蝕の必ず朔にあるべきことを信じて居つたのである。

然るに劉歆は、漢時代の多くの晦食になれて、日蝕は必ずしも、朔に限るものと思つて居らぬ。現に春秋三十六日蝕の中十六が朔、十八が二日。一が晦と云う見解を下して居る。

(四)漢書五行志及び律歷志等には以前から伝つて居る事実や説と劉歆等の説とは明かに區別し得る様に記載して居る。

(イ)五行志には左伝にない歳星の位置が三つ程載せてあるが、何れも劉歆以為と明記してある。殊に其中莊公七年(西紀前六八七年)四月辛卯夜恒星不見云々の件に關し「劉歆以為^{中略}是歲。裁在^三玄枵。齊分野也」とあるのは、三統歷による西紀前六七一年の超辰以前なので、左伝國語にある他の歳星の位置に比し、一つ前へ超えて居る。左伝が若し劉歆の偽作ならば、此の如き超辰法を確むるに有利なる記事は無論左伝の中に挿入さるべき筈であろう。

(ロ)律歷志世經を熟読すれば、其中どれ程の部分が劉歆以前からの伝説で、劉歆はそれを如何に利用して殷周の年代を決定するの材料としたかが頗る明瞭に認むることが出来る。例えば飯島氏が引用せられたる部分に就ても

三統上元至^三伐桀之歲。十四万二千四百八十歲。歲在^三大火房五度。故伝曰。大火闕伯之星也。實紀^二商人。

自_二文王受_レ命而至_レ此十三年。歲亦在_二鶉火_一。故_レ傳曰。歲在_二鶉火_一。 下略

是等の文中○点を附せる部分は、三統歴よりすれば斯くなると云うことにて、故_レ傳曰は証拠を挙げ、三統歴によりて計算せる年代の正しきことを証明せんとする論法である。強て疑の眼を以て左伝国語を見て、其中にある記事は三統歴によつて説明することが出来るが故に、左伝国語は劉歆の偽作なりと云うのは無理である。それほどまで巧に律歴志世経を編み上げたる劉歆の苦心と努力とに感謝しなければならぬのである。当時存在せる一切の材料を整理し、三統歴によりてこれを一貫して秩序ある系統に仕上げたる手腕と、材料と結論とを併記して後の学者に批評の余地を与へたる学者的用意とは実に嘆賞に値するものと云わなければならぬ。

公羊伝及び穀梁伝の製作年代に就て

公羊伝及び穀梁伝には天文曆法に関する記事が少ないので、其方面から製作年代を制定する材料に乏しいが、ただ一つ日蝕の朔晦に関する見解を利用して若干の見当をつけることが出来る。前節に述べた如く左伝の著者は日蝕を以て常に朔にのみあるものとの見解を有して居るが、公羊伝穀梁伝に於ては必ずしも朔に限るものとは見て居らぬ。

公羊伝には、

曰_二某月某日朔日有_レ食_レ者。食_二正朔_一也。其或曰。或不_レ曰。或失_二之前_一。或失_二之後_一。朱_二之前_一者朔在前也。失_二之後_一者。朔在_レ後也。(隱公三年伝)

穀梁伝には、

言レ日。不レ言レ朔。食ニ晦日也。(隱公三年伝)

言ニ日朔。食ニ正朔也。(桓公三年伝)

言レ朔。不レ言レ日。食ニ既朔也。(桓公十七年伝)

不レ言レ日。不レ言レ朔。夜食也。(莊公十八年伝)

と云うて居る。これを左氏伝の

不レ書レ日。官失レ之也。(桓公十七年伝)

不レ書ニ朔与レ日。官失レ之也。(僖公十五年伝)

と云えるに比すれば著しき相違である。斯の如き相違は畢竟時代の差に帰すべきものであるが、公穀兩伝はそれよりもなお若干は西紀前三百四五十年の戦国時代に製作されたものと論断したのであるが、公穀兩伝はそれよりもなお若干後の時代に製作されたものである。なお戦国より秦に至る間の日蝕は史記秦本記及年表の記録の極めて粗雑なるを以て見れば、此時代は日蝕に対して相当の注意を払う余裕が無かつた時代であるかも知れぬ。若しこの見解にして当れりとするならば、公穀兩伝の製作年代は或は漢初まで降るものであるかも知れぬ。

要旨概括

本論文は「歳星の記事によりて左伝国語の製作年代と干支紀年法の発達とを論じ」たるものの継続で、戦国より秦漢に亘れる時代に於ける天文曆法学の発達に関する研究の第二編となるべきものである。第二節に

於て前回論文の要領を述べ図に依て之を説明し、第三節に於ては右論断の主要材料の一なる陳滅亡の豫言に就て考証して飯島氏の疑問に答え、第四節に於ては西紀前三百六十五年前後は歴法上種々なる点に於て注目すべき時期であること、及び天文星占の説の元祖と目されて居る石氏甘氏の時代は漢書天文志より推算すれば丁度此時期に當ることを述べ、以上三節に亘りて前回の論文に於て到達し得たる結論を反復論証したのである。更に第五節に於ては劉歆偽作説に向て追撃を加えて劉歆の冤を雪ぎそそ、第六節に於ては余勢を利用して公羊穀梁兩伝の製作年代を考究し、共に左伝より新らしきものなるべしと云う意見を提出したのである。なお漢代に見えたる種々の曆法の研究は前回竝に今回の論文と密接の關係を有するものであるので、第三篇として引続き発表せんことを期して居る。

(大正九年八月藝文)

- 底本には、新城新蔵著『東洋天文学史研究』（昭和三二（一九二八）年九月）を使用した。
- 読みやすさのために、旧漢字は新漢字に、旧かなは新かなに変更し、適宜振り仮名をつけた。ただし、「堯」、「儘」などの一部の漢字は旧漢字のままにした。
- PDF化にはL^AT_EX 2_εでタイプセッティングを行い、dvipdfmxを使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/sciencelib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、
「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>

を御覧いただくか、書き込みください。